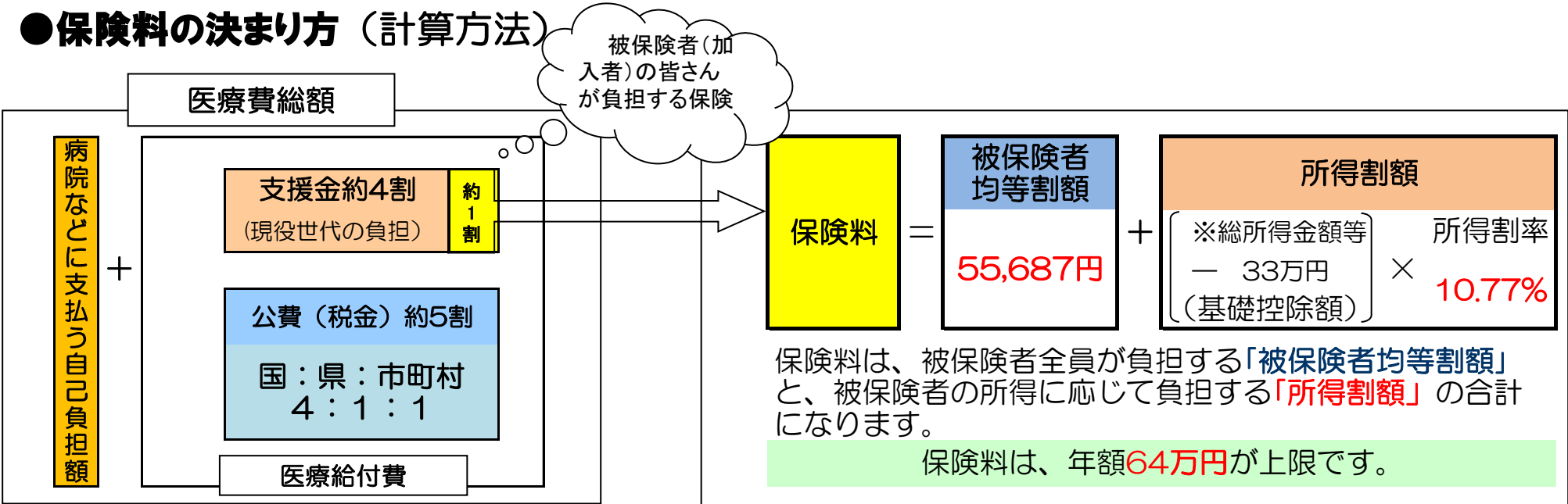


後期高齢者医療令和2年度保険料

令和2年度の保険料は、平成31年中の所得金額と世帯^{*注1}の状況を基に算定を行い、決定します。
保険料は、被保険者（加入者）ごとに計算され、「令和2年度後期高齢者医療保険料額決定通知書」を被保険者皆さんに、7月中旬にお届けいたします。

^{*注1}：「世帯」とは、令和2年4月1日時点の世帯（75歳になる人、県外からの転入者などはその時点）を基準にしています。

●保険料の決まり方（計算方法）



保険料は、県内どの市町村でも同じ基準で算定されます。
また、保険料率（被保険者均等割額、所得割率）は2年ごとに見直されます。

※ 総所得金額等とは、前年中の「公的年金等収入－公的年金等控除」、「給与収入－給与所得控除」、「事業収入－必要経費」等の合計額で、各種所得控除前の金額です。

◎ 公的年金収入のみの人で、年金額が153万円以下の場合は、総所得金額等が33万円以下となるため所得割額はかかりません。

◆保険料の軽減について

●均等割の軽減 所得要件が33万円以下の対象者については、制度本来の7割軽減（本則）が特例によりさらに軽減されていますが、介護保険料の軽減拡充や年金生活者支援給付金の支給にあわせて、制度本来の7割軽減に段階的に戻されます。

均等割額の軽減割合	軽減後の均等割額（年額）	同一世帯内の被保険者及び世帯主の軽減対象所得金額 ^{*注2} の合計額
	令和2年度	
7.75割軽減	12,529円	【33万円（基礎控除額）】以下
7割軽減	16,706円	【33万円（基礎控除額）】以下で、かつ、【被保険者全員が年金収入80万円以下（その他各種所得がない）】
5割軽減	27,843円	【33万円（基礎控除額）＋28.5万円×被保険者数】以下
2割軽減	44,549円	【33万円（基礎控除額）＋52万円×被保険者数】以下

^{*注2}：軽減対象所得金額とは、基本的に総所得金額等と同じですが、公的年金等収入の場合、「公的年金等収入－公的年金等控除－15万円」となるなど、例外があります。

●被用者保険^{*注3}の被扶養者であった人の軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日まで「会社などの健康保険の被扶養者」だった方は、**制度加入後2年間に限り**、被保険者均等割額が5割軽減となります。また、所得割額はかかりません。

^{*注3}：被用者保険とは、全国健康保険協会管掌健康保険、組合管掌健康保険、船員保険、共済組合をさします。国民健康保険・国民健康保険組合は該当しません。

※既に制度に加入して2年が経過している方は2019年度（平成31年度）から社会保険の被扶養者であった方に対する軽減が適用されません。

●保険料の減免

災害や心身の故障、失業による収入の著しい減少など、突発的な事情によりどうしても保険料を納めることが困難になった時は、申請により保険料が減免される場合があります。

●保険料の納付方法

原則として特別徴収（年金での納付）になりますが、年金の額等によっては、普通徴収（納付書や口座振替での納付）で納めます。納付方法や納付時期、金額は7月中旬にお届けする通知書にてご確認ください。

特別徴収(年金での納付)から口座振替への変更ができます

特別徴収の人でも口座振替に変更できます。口座振替を希望の人は被保険者証、通帳、通帳の届出印を持参のうえ、市役所◎窓口にて手続きしてください。

7月31日(金)までに手続きすると、10月より年金での納付から口座振替に変更できます。

＊口座振替不能が一定期間続く場合は、年金での納付に変更させていただくことがありますので、注意してください。

社会保険料控除について

後期高齢者医療保険料は、所得税及び住民税の申告のとき、社会保険料控除の対象となります。特別徴収の人は本人に、普通徴収の人は支払った人（本人又は生計を一にする親族）に適用されますので、特別徴収から口座振替へ変更した場合、世帯全体の所得税及び住民税の負担額が変わることがあります。